

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

## 原告最終準備書面の概要

2009（平成21）年1月23日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 寿 男

- 1 原告らが本日提出する最終準備書面は（1）から（7）までの構成となっています。
- 2 最終準備書面（1）は財務会計行為に関する書面です。本訴訟は住民訴訟ですから、本訴訟の最大の争点は徹頭徹尾、被告らが行う公金支出の違法の有無にあることは今更言うまでもありません。行政が我々の税金を無目的に支出することはおよそあり得ないことですが、本件で被告らは八ッ場ダムという百害あって一利もない事業に、しかも被告らはその「百害あって一利もない」状況を十分に認識し、または容易に認識できるにもかかわらず、これを見過ごして巨額の税金を支出するのであり、このようなことが許されて良いはずはありません。被告は原告の主張を政策論争だと非難しますが、原告の主張は決して政策論争などではなく、判例等の動向を踏まえたれっきとした法律論であることを今、改めて確認しておきます。
- 3 「百害あって一利なし」の内容ですが、最終準備書面（2）は利水に関する書面です。群馬県が利水上、八ッ場ダムに参画すべきかどうかは、当然のことですが、利水の必要があるかどうかにかかっています。しかし、本訴訟において、被告群馬県は、県全体というマクロの観点でこれからどれだけ水が必要となるかという見通し、すなわち水需要予測を現在していないし、今後もするつもりがない、というのです。これは他の利根川流域都県が曲がりなりにも水需要予測をし、それに基づいて水需給計画を策定している状況を踏まえると、行政としてあるまじ

き態度と驚かざるを得ません。被告らが水需要予測さえしない無責任な態度で、八ッ場ダムに対する利水上の参画を継続することが違法でないはずはありません。

4 最終準備書面（3）は治水です。八ッ場ダム計画の発端は昭和22年のカスリーン台風による洪水です。ところが、国交省の計算では、カスリーン台風と同じ雨が降った場合の八ッ場ダムの治水効果は0であり、このことは国交省自身が認めているところです。この点、被告らは「雨の降り方が異なれば八ッ場ダムも治水効果を持ち得る」と反論しますが、50年以上も前の、八ッ場ダム構想のもとの発端であるカスリーン台風に対する効果が全くないという結果が厳然としてある以上、やはり始めに立ち返って利根川の治水計画を練り直す必要があることは当然の理ではないでしょうか。また「他の雨では効果がある」といいますが、国交省の治水計画は氾濫調査もしないような机上の計算によるものであり、驚くほどに杜撰なものです。しかも、被告群馬県も県政を付託された県内最大の行政組織でありながら、本訴訟でもその態度が現れたように、治水効果に対する独自の調査・判断をほとんどせず、国交省の説明を鵜呑みにして治水負担金を支出しているのです。国と地方との対当性ないし地方の自主性が叫ばれる昨今、被告がこのような無責任な態度で八ッ場ダムに対する利水上の参画を継続することが違法でないはずはありません。

5 最終準備書面（4）はダムサイト地盤の危険性、（5）は地滑りの危険性に関する書面です。本訴訟では地質と地滑りの専門家がいずれも安全性に問題あり、という結論を導き出しています。これに対して国交省は「現状において安全性は確保されている上、今後も調査を継続し、問題が明らかとなれば対処していく」と説明し、被告らもこのような説明を鵜呑みにしています。しかし、安全性に対する国交省の態度は、ダム建設ありきの前提で、客観的なデータをダム建設推進の方向に歪曲しているといわざるを得ません。八ッ場ダムの危険性は、他の争点と異なり、県民（国民）の生命・財産に直接かかわる問題であるため、「問題が明らかとなれば対処していく」というような無責任な態度で許されるものではありません。将来、八ッ場ダムが原因で悲惨な事故が発生してからでは遅すぎます。ここでももう一度原点に立ち返ってきっちりと安全性を検証する態度が求めら

れているのです。このような安全性に対する確証がないまま被告らが公金の支出を継続することが違法であることは明らかです。

6 最終準備書面（6）は環境に関する書面です。ここでは環境アセスメントの問題についてご説明いたします。環境アセスメントは事業が環境に与える影響を事前に評価し、その対策を講じることをいいますが、八ッ場ダムに関して国交省が行ったアセスメントは、アセス本来の趣旨を全く活かしていないものといわざるを得ません。裁判所に求められるのは、本件八ッ場ダム建設が環境にどのような影響を与えるかに関する実体的な判断ではなく、法制度ないし条理上確立されてきた環境アセスメント手続を国交省が履践しているかどうか（国交省による手続の履践を被告らが検証・確認して公金支出を行っているかどうか）という、手続上の判断であるため、裁判所には、是非とも積極的に司法権を行使して厳正な判断をお願いするところです。

7 最終準備書面（7）は、本件八ッ場ダム建設事業を含む公共事業が内包する問題点を指摘した書面です。本件八ッ場ダムは、もはや利水・治水上の必要性からではなく、官僚機構自体の利益のための事業に他ならず、そのような事業に我々の税金を支出することは到底許されることではありません。

8 以上の本最終準備書面により、本件八ッ場ダム事業に対し被告らが公金を支出することが違法であることは明らかになったと確信いたします。最後ですが、原告19名は、裁判所に対し、4年間にわたって提出されてきた八ッ場ダム建設事業をめぐる生の事実、厳しい現実をつぶさに検証し、厳正なる判断を求めるところであります。

以上